



後期高齢者医療保険料率改定および所得が低い人に対する軽減基準などの見直しのお知らせ



☎ 佐賀県後期高齢者医療広域連合 資格賦課係 ☎0952-64-8476 / 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

■保険料率の改定

後期高齢者医療保険料率は、医療給付費の支出などの動向を踏まえて2年に1度見直されます。また、令和8年度から、これまでの医療分の保険料率とは別に、子ども・子育て支援納付金分（子ども分）の保険料率が創設されています。

令和8・9年度＜医療分＞

$$\begin{aligned} \text{年間保険料額} &= \text{均等割額} + \text{所得割額} \\ (\text{賦課限度額85万円}) &= (68,700\text{円}) + (\text{基礎控除後の総所得金額など} \times 11.79\%) \end{aligned}$$

令和8・9年度＜子ども分＞

$$\begin{aligned} \text{年間保険料額} &= \text{均等割額} + \text{所得割額} \\ (\text{賦課限度額2.1万円}) &= (1,400\text{円}) + (\text{基礎控除後の総所得金額など} \times 0.24\%) \end{aligned}$$

※年間合計保険料額 = <医療分>年間保険料額 + <子ども分>年間保険料額

■所得が低い人に対する軽減基準などの見直し

令和8年度から、均等割額の2割軽減、5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準および、7割軽減の軽減割合は次のとおりです。

2割軽減 <軽減後の均等割額> 医療分54,900円 / 子ども分1,100円	【令和8年度】 43万円 + <u>57万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下
5割軽減 <軽減後の均等割額> 医療分34,300円 / 子ども分700円	【令和8年度】 43万円 + <u>31万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下
7割軽減 ※ <軽減後の均等割額> 医療分19,200円 / 子ども分400円 ※令和8・9年度の医療分は7.2割軽減	【令和8年度（変更なし）】 43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1) 以下

広告

もう草で悩ませません！毎月の除草で雑草の悩みを解決！

除草サブスク

月額3,850円～(30坪まで)

安全な除草剤による除草で年中キレイを

ご自分たちでの管理が難しい空き家はありませんか？

防犯と通年除草で安心！ 空き家巡回管理

月額5,500円～
(外周巡回プラン)

もちろん見積無料！
不動産からリフォームまで何でもご相談ください！

株式会社 エグチ・ビルド

0952-72-5161

小城市三日月町三ヶ島702番地
営業時間 平日9:00～17:00